

## 社会福祉法人まごころ 役員費用弁償規程

(主旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人まごころの定款第21条2の規定に基づき、理事、監事又は評議員（以下、役員と称する）の費用弁償に関し必要ない事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 役員が、その職務のため、理事会又は評議会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。尚、費用には交通費、通信費、調査活動費等を含むものとする。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、職員の<旅費規程>に準じて、旅費を支払う事が出来る。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 10,000 円

付則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。